

平成 24 年 2 月 22 日

受益者の皆様へ

プラザアセットマネジメント株式会社

「コロンブス オープン (ジャスダック・成長株)」 の繰上償還 (予定) のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、弊社の証券投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度「コロンブス オープン (ジャスダック・成長株)」につきまして、下記の通り信託契約を解約して繰上償還することを予定しておりますので、ご案内申し上げます。

謹白

記

1. 信託終了の対象ファンドと理由

① 繰上償還の対象ファンド

コロンブス オープン (ジャスダック・成長株) (以下「当ファンド」といいます。)

② 繰上償還の理由

当ファンドは運用資産が減少し、運用方針に沿った運用を継続することが困難な状況となっており、信託契約を解約することが受益者に有利であると判断したため、信託約款の規定に基づき、信託期間を繰り上げて償還するものです。

2. 繰上償還の日程と手続き

① 繰上償還の日程

案内状送付日・公告日	・・・・・・	2月22日(水)
異議申立期間	・・・・・・	2月22日(水) ～ 3月23日(金)
買取請求期間	・・・・・・	3月30日(金) ～ 4月19日(木)
繰上償還予定日	・・・・・・	4月25日(水)

② 異議申立の手続き

平成 24 年 2 月 22 日現在の受益者の方は、上記の異議申立期間中に、弊社「プラザアセットマネジメント株式会社」に対し、書面により、この繰上償還に対する異議を申し立てることができます。

- ・繰上償還に対して異議のない方は、お手続きの必要はございません。
- ・繰上償還に対して異議のある方は、後記「3. 異議申立の方法」をご覧ください、異議申立のお手続きをお取りください。

③ 繰上償還の実施

異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、平成 24 年 2 月 22 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えないときには、予定通り平成 24 年 4 月 25 日で繰上償還いたします。

なお、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、平成 24 年 2 月 22 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えたときには、当ファンドの繰上償還は行いません。この場合には、繰上償還を行わない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてご報告いたします。

3. 異議申立の方法

予定しております繰上償還に対して異議のある受益者の方は、異議申立を行うことができます。
なお、繰上償還に対して異議のない方は、お手続きの必要はございません。

異議を申し立てられる受益者の方は、大変お手数ですが、書面にて以下の内容をご記入のうえ、平成24年3月23日必着で、下記宛にご送付ください。平成24年3月24日以降届いた異議申立は無効とさせていただきます。

① ご記入いただく内容

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 住所 |
| (2) 氏名又は会社名（署名、販売会社へのお届印捺印） |
| (3) 電話番号（日中連絡先） |
| (4) ファンド名「コロムブス オープン（ジャスタック・成長株）」 |
| (5) 保有口数 ○○○口 |
| (6) 購入した販売会社名、取引店名、口座番号 |
| (7) 信託の終了に対して異議を申し立てる場合はその旨 |

- ※ 異議を申し立てられた受益者の受益権の口数確認のため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。
- ※ 保有口数は、平成24年2月22日現在の保有口数を記載してください。また、複数の口座をお持ちの方は、保有する全ての取引店名、口座番号をご記入ください。
- ※ 取扱販売会社名や取引店名、口座番号が欠落している場合、お名前や住所が取扱販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の申し立てを受け付けできなくなる場合がありますのでご注意ください。口座番号等がご不明な場合は、取扱販売会社の窓口までお問合せください。
- ※ 必要がある場合にはご本人確認のための書類等をご提出いただくことがあります。
- ※ 異議申立の情報につきましては、取扱販売会社、受託会社および弊社が共有することとさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

《個人情報の取扱いに関して》

異議申立に際して取扱販売会社、受託会社および弊社が取得した個人情報は、この信託契約の解約に関して、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第32条で準用する同法第30条の異議申立の受益権口数の管理および同法第30条の2にかかる買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。

② 宛先

〒104-0033 東京都中央区新川一丁目17番24号 新川中央ビル2階
プラザアセットマネジメント株式会社
運用管理部 異議申立受付行

4. 買取請求手続き

予定通り繰上償還が行われることとなった場合、異議を申し立てられた受益者の方は以下の手続きにより、保有する受益権について、取扱販売会社を通じて受託会社に対して、当ファンドの信託財産による買取りを請求することができます。（買取請求手続きにつきましては、異議を申し立てられた受益者の方に、あらためてご案内させていただきます。）

① 買取請求期間

3月30日（金）から 4月19日（木）まで

② 買取請求の手順

- (1) 弊社より異議を申し立てられた受益者の方へ買取請求のご案内を送付
- (2) 買取請求必要書類のご記入
- (3) 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の送付
- (4) 販売会社から弊社を経由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- (5) 受託会社での買取請求必要書類の受理および当ファンドの信託財産による買取りの実行
- (6) 受託会社からご指定銀行口座への買取代金の振込み

③ 買取請求の相手方

この買取請求は、異議を申し立てられた受益者の方が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求ではありません。

④ 買取価額

買取価額は、受託会社であるみずほ信託銀行株式会社が、当該買取請求必要書類を受理した日の基準価額とさせていただきます。

なお、課税対象額がある場合には税額（10%）が差引かれます。また、受託会社より買取代金をお支払いする際に、振込手数料および計算書送付費用等の費用が差引かれます。

5. ご留意点

① 前記4-②記載の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに通常の解約請求よりも日数を要することがあります。

② 異議を申し立てられた受益者の方が必ず買取請求をしなければならない訳ではありません。異議申立期間中、買取請求期間中ともに、通常どおり、解約の申込受付をいたします。ただし、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことができなくなりますのでご注意ください。

以上

【 このお知らせに関するお問合せ先 】

プラザアセットマネジメント株式会社

運用管理部

電話番号 03-5543-7310（土日祝日を除く 9：00 ～ 17：00）